

## 税理士・田中誠のつぶやき

### NISA講座①

#### NISAとは？

NISAは、来年 2014 年 1月 1日よりスタートする個人投資家向けの少額投資非課税制度です。英国で広く普及している「Individual Savings Account (個人貯蓄口座)」を参考にした制度であり、日本全体で、ISAの普及・定着に取り組むという趣旨から、「NISA(ニーサ)」という愛称がつけられました。NISAの手本になった英国のISAは、前身を含めた制度の開始から 26 年を経て、今や成人の半分が活用する制度として成長しているそうです。

目標は資産運用の一環として株式などリスクがある金融商品への投資を促し、投資家の裾野を広げることです。約 1600 兆円といわれる日本の個人金融資産のうち、株などの有価証券に振り向けられる割合は 15%にとどまる一方、54%は預貯金に滞留しています。非課税口座であるNISAで投資をした上場株式や公募株式投資信託の配当所得、譲渡所得等にかかる税金は非課税となります。金融庁は 2020 年までに投資総額を25兆円にする目標を掲げています。NISAを契機に投資が増えれば、企業にとっては成長資金の調達経路が広がる一方、個人は有望企業に投資してリターンを得るといふ循環が生まれ、「眠った個人金融資産を活性化させる起爆剤」と期待されているのです。

#### 専用口座を開設

NISAは年 100 万円までの投資について配当や譲渡益が5年間、非課税となる仕組みです。非課税の恩恵を受けるには金融機関で専用の口座を開設する必要があります。制度が始まる来年 1月 1日時点で、日本国内に住む 20 歳以上の人は誰でも申し込みます。

個人投資家にとっても、不透明な社会保障制度や年金制度への不信感から、自分の老後の生活資金への自衛および自助のため、資産運用への関心が高まっています。

既に今年の10月1日から専用口座の開設手続きが始まりました。税務署への申請は、10月1日の初日で 358 万件に上った模様です。これは今日本の証券口座数の約 3000 万口座の一割を超えます。

このところ各金融機関ではNISAの口座獲得のキャンペーンが花盛りです。NISA口座は1人が1つしか持てないので「顧客を囲い込み、ほかの取引を勧誘する足がかりにしやすい」との思惑から獲得競争が激しくなっています。

しかし金融機関選びで失敗すると後々の手続きが面倒となるかも知れません。NISAスタート時に口座を開設すると、当初4年間は金融機関を変えることはできないからです。例えば銀行で口座を開設した場合、上場株に興味があっても購入することはできません。投信も金融機関によって扱う本数や種類、手数料は異なります。

次回は、そのNISAの具体的な使い方を見てみましょう。

#### NISA とはどんな制度か

		注意点
利用できるのは	20歳以上の国内居住者	・海外勤務者は使えない
利用する口座は	NISAの専用口座	・1人1口座 ・金融機関は最長4年変更できない
口座開設の手続きは	金融機関に住民票などを提出	・現行制度では4年後に再申請が必要
口座の解約は	いつでも可能	・最長4年は再開設できない
投資できる期間は	2014年から23年までの10年間	・10年間の時限制度
投資できる金額は	毎年100万円が上限	・新規投資に限る。特定口座などからの移管は不可 ・使い残した枠は翌年に繰り越せない
投資できる金融商品は	国内株式、ETF、REIT、外国株式、株式投信	・MMF、個人向け国債、預貯金などは対象外 ・金融機関ごとに扱う商品は異なる
非課税になるのは	上記商品の譲渡益、配当、分配金	・損失が出たら非課税メリットはない ・特定口座などとの損益通算は不可
非課税期間は	投資した年から最長5年	・100万円までの口座残高は6年目の非課税枠に移管(ロールオーバー)可能
非課税期間が終わったら	新たな非課税枠へのロールオーバー、売却、特定口座などへの移管から選択	・特定口座などへの移管では税負担が増えるケースも
商品の途中売却は	いつでも可能	・実質的に商品の買い替えは難しい ・売却した部分の枠は再利用不可